

第4次防府市行政改革大綱推進計画
(平成20年度～平成24年度)
総括表

防府市

◎第4次行政改革大綱推進計画・取組項目総括一覧表

重点項目／取組項目		総括事項			
No.	名称	累計効果額	第4次行政改革中の進捗状況	最終目標達成水準	最終達成水準に対する進捗度
1 人事管理の見直し		1,999,630			
1	水道事業の経営改善 (給与体系及び支出の適正化)	62,020 (333,220)	○	現給保障による給料格差の是正に努めるとともに、平成20年度から、「当直勤務手当」、「現場手当」、「非常出務手当」、「企業手当」及び「無線当番手当」の5種類の特種勤務手当を廃止する。今後は真に必要な特殊勤務手当の創設を検討する。また、時間外勤務手当等その他の手当についても市長部局と同一とする。	A
2	水道事業の経営改善 (組織機構の改善及び人事管理の適正化)	371,504 (333,220)	○	業務委託と市長部局への人事異動を推進することで、適正な定員管理を行い、経営の効率化を図る。	B
3	職員数の適正化	1,566,106	○	組織のスリム化、各種事務や施設の民間委託及び臨時職員の雇用や退職職員の再雇用などにより、更なる定員管理の適正化を図る。	A
4	人事考課制度の活用	0	○	人事考課制度の検証を年度ごとに実施し、より公平で公正な制度運営を目指すとともに、国の動向を見据えながら、職員の意識改革及び能力開発にも繋がるシステムに変更する。	C
2 組織・マネジメントの改革		0			
5	出張所存廃の検討	0	○	平成17年度に行政改革委員会より答申を受け、見直しを行い、平成18年度から嘱託職員4人体制となっているが、簡素化された組織体制にするために、平成21年度に出張所の存廃について再度検討し決定する。	A
6	行政手続きの総合窓口の開設	0	○	既存の施設で住民異動に伴う手続きに関する窓口サービスのあり方を検討し、住民異動に伴う年金、保険、福祉及び子育て等に係る手続き等を可能な限り集約した総合窓口を設置する。	D
7	窓口業務の時間延長等のサービス拡充	0	○	市役所の窓口については、現在、平日の8時15分から17時までが開庁時間となっている。市民の生活様式の変化を踏まえ、市民サービスの向上のために、夜間及び休日に住民票の写し等の交付を行う。	A
3 事務事業の再編・整理		203,110			
8	祝日のゴミ収集のあり方検討	0	○	平成18年4月より、夏場(6～9月)を除く期間の祝日についてごみ収集業務を廃止した。祝日のごみ収集業務の廃止を継続することにより経費を削減し、この財源をもって家庭から排出されるごみの減量化等を推進する。	A
9	交通災害共済のあり方検討	0	○	民間保険の多様化の中、今後も、交通災害共済保険加入者数の減少傾向が続くことが予測され、行政が直接行う意義も薄れてきていることから、共済事業の運営が厳しくなった時点で、基金状況を勘案しながら、制度の存廃を検討する。については、交通災害共済の存廃についてのガイドラインを策定する。	A
10	行政評価システムの再構築	0	○	行政評価の対象をすべての事務事業に拡大し、職員の目的意識、コスト意識等をさらに高めるとともに、事務事業や組織の再編・整理及び施策の見直し等に反映させていき、さらに評価結果を公表していく方向で制度を見直す。	D
11	GIS(地理情報システム)の整備	▲25,480	○	都市計画区域内だけでなく、市内全域の基本地形図を整備した上で、Web型GISを導入し、庁内LANにより、全職員が地図情報を共有できる体制を導入する。 さらに、市民向けには公開型GISの導入に向けて取り組む。	A
12	電子申請システムの拡充	▲3,673	○	新しい電子申請システムの構築については、市民等のニーズを把握した上で、県内の他市町と連携して、施設予約申込手続きをはじめとし電子申請ができる手続の拡充を図る。	B
13	情報システムの再構築	232,263	○	ホストコンピュータのリース期限満了に伴い、サーバーシステムへの移行を軸に新システムを順次導入する。また、リース機器の満了したパソコン及び周辺機器等については再リースとし、経費節減を図る。	C
14	確定申告相談会の合同開催に向けた検討	0	○	住民サービス及び三税(国税、県税、市税)協力の観点から、税務署・県税事務所との合同開催することで、申告相談会場を一本化し、市民の利便性の向上を目指す。併せて、煩雑な市県民税の当初賦課における作業事務の効率化を図る。	A
15	財産管理部門の統合の検討	0	○	法定外公共物管理室と財産管理室の統合については、平成20年度中に「業務の一部外部委託」の方針決定したうえで、関係課と協議しながら、平成22年度までに方向性を決定する。	A
16	各種団体事務局のあり方検討	0	×	市職員が任意団体等の事務局となり支援している団体があり、どうしても行政に頼りがちになる。各種団体の自立を促すために、各種団体に事務局業務を移行するとともに、自主運営ができるまでの支援をする。	C
17	葬儀所業務存廃の検討 (23年度追加)		○	葬儀所業務を速やかに廃止する。	B
4 事務事業の外部委託・民営化		785,049			
18	ごみ収集業務の民間活力の活用	320,510	○	平成26年4月竣工予定の新施設が稼働するまで、各年度中の退職者の状況を見ながら可燃ごみの収集業務を、民間へ委託する。 当面の目標として、職員比率50%程度(可燃ごみ収集車8車体制)を実現する。	C

◎第4次行政改革大綱推進計画・取組項目総括一覧表

重点項目／取組項目		総括事項			
No.	名称	累計効果額	第4次行政改革中の進捗状況	最終目標達成水準	最終達成水準に対する進捗度
19	焼却・破砕処理業務の民間活力の活用	0	○	焼却・破砕処理業務については、PFI方式（DBO）により、平成26年度の施設供用開始を目指す。なお、平成26年度から平成45年度までの20年間、民間事業者による施設運営事業となる。	B
20	学校給食業務の民間活力の活用	166,586	○	今後の小学校給食実施の基本方針を検討し、学校栄養職員数、給食調理員数の状況を勘案しながら、小学校給食調理等一部業務委託を進める。	C
21	学校用務業務の民間の活用	84,725	○	平成20年4月現在、学校用務業務について、小学校11校、中学校7校のシルバー人材センターへの委託を行っている。今後、平成30年度までに、学校用務員が配置されている小中学校26校すべてについて、民間委託する。	B
22	市立保育所の民間活力の活用	300,502	○	市立保育所の民間移管にあたっては、民間移管に対する保護者の不安解消と児童への影響を最小限にすることを念頭に、今後、市立保育所（5園）の全ての民間移管を目指す。	C
23	水道事業の経営改善（業務委託の推進）	▲100,304 (333,220)	○	当直業務の民間委託を推進するとともに、当直業務以外の料金関連業務や配水関連業務など委託可能な業務についても積極的に業務委託を推進する。なお、業務委託に当たっては、市民サービスが低下しないように配慮する。	C
24	図書館運営業務の民間活力の活用	85,464	×	窓口業務の民間委託（3年間）の業務評価などを参考に、民間委託の継続、拡充又は指定管理者制度の導入など、今後の図書館運営の方向性を決定する。	C
25	市営住宅修理業務の民間活力の活用	0	×	市営住宅維持管理業務（修繕業務を含む）の民間委託等をする。	C
26	公園管理業務・緑化事業のあり方検討	▲72,434	○	向島運動公園、桑山公園及び天神山公園管理業務を民間委託する。	A
5 外郭団体の見直し		229,967			
27-1	公益法人制度改革への取組み（財団法人防府スポーツセンター）	0	○	5年以内に新たな法人体制等へ移行する。	A
27-2	公益法人制度改革への取組み（財団法人防府市住宅協会）	0	○	5年以内に新たな法人体制等へ移行する。	A
27-3	公益法人制度改革への取組み（財団法人防府市公営施設管理公社）	229,967	○	5年以内に新たな法人体制等へ移行する。	A
27-4	公益法人制度改革への取組み（財団法人防府市水道サービス公社）	0	○	5年以内に新たな法人体制等へ移行する。	A
27-5	公益法人制度改革への取組み（財団法人防府市文化振興財団）	0	○	5年以内に新たな法人体制等へ移行する。	A
27-6	公益法人制度改革への取組み（社団法人防府市農業公社）	0	○	5年以内に新たな法人体制等へ移行する。	A
28	外郭団体のあり方検討	0	○	【環境衛生推進協議会】 本来、市が行う業務を肩代わりしているため、関係課（クリーンセンター）と協議し、見直す。 【安全会議】 平成20年度中には、市の交通安全対策の職員補充等の方向性を決定する。 【防府市観光協会】 組織強化と業務運営の拡充・見直しを図りながら、平成21年度中の法人化を目指して、協会との協議を進める。	A
29	社会福祉事業団体のあり方検討	0	○	【社会福祉協議会】及び【社会福祉事業団】について業務の見直しと職員の適正配置をする。	B
6 健全な財政運営の確保		181,350			
30	索道事業のあり方検討	0	○	平成22年度を目標に索道事業の存廃の結論を出す。併せて、経費削減のため、民間への運営の委託・期間限定運転の実施の可否を検討する。また、利用者の増加を図るため、山頂公園の展望台など集客が期待できる施設整備をする。	A
31	公会計制度の整備	0	○	経済的事実が発生した段階で帳簿に記入する発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで公会計の整備の推進に取り組む。また、4表等の見方について、担当課のみならず全職員がその理解に努めるとともに、公表内容についても、市の財政状況がよりわかりやすく理解できる内容となるように努める。	A

◎第4次行政改革大綱推進計画・取組項目総括一覧表

重点項目／取組項目		総括事項			
No.	名称	累計効果額	第4次行政改革中の進捗状況	最終目標達成水準	最終達成水準に対する進捗度
32	公共下水道事業の地方公営企業法適用	0	○	発生主義による企業会計に移行し、独立採算制の原則に基づき、職員の経営意識、コスト意識を向上させるとともに、公共下水道事業の健全な財政運営を確保するために、地方公営企業法の適用を受ける。	A
33	予算査定の見直し	0	○	枠配分対象とする経費、事業の範囲や査定手法等について、毎年、検討を加え、枠配分方式を段階的に拡大し、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努める。	A
34	補助金等の適正化	0	○	補助金の効果や目的の達成状況を検証するとともに、長期化、固定化している補助金については、補助団体の自主財源の確保方策や終期の設定等について検討する。	C
35	受益者負担の適正化	0	○	第3次行政改革期間において、見直しを行っていない使用料・手数料等の改定を行う。また、3年に1回の見直しを原則とし、コスト計算や受益者負担率の設定を行い、受益者負担の適正化を図る。	D
36	起債・公債費抑制策の継続	0	○	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、会計の連結による実質公債費比率を算定することによって、普通会計のみならず、公共下水道事業等の全事業会計を対象とした起債残高の適正な管理を行う。	A
37	遊休資産の処分の推進	102,139	○	公共用地の利用目的の精査し、利用計画を失った用地(遊休資産)については、売却等を推進する。	B
38	広告事業による財源確保	11,470	○	市の保有する公共施設、車両、ホームページ、各種印刷物等について、広告媒体としての活用を検討し、可能な限り広告事業を推進することで財源の確保に努める。	B
39	競輪事業の経営改善	63,747	○	本場入場者数及び売り上げの減少に伴い、本場開催経費のさらなる削減を行う。また、並行して競輪開催業務すべての委託を視野に入れた民間委託の実施も検討する。	B
40	公用車のリース化	0	○	公用車161台(平成20年度現在)中、購入後10年以上経過したもの51台のリース化を実施する。その後、適正な公用車台数も考え合わせながら、購入後10年以上経過したものについて順次リース化を実施する。同時に、その公用車の維持管理経費、予約方法や運送便の見直しなども含め検討し、適正な人員配置を目指す。	A
41	庁舎内電話へのIP電話の導入	3,994	○	IP電話については、回線の安定性の不安等も指摘されているが、電話回線ではないため通話料が発生しないメリットがあるということで、今年度中に電話回線との比較検討・導入方法等を検討する。	A
7 公の施設の見直し		0			
42	サイクリングターミナルのあり方検討	0	○	サイクリングターミナルとしての自転車振興機能の継続方法の検討、合宿等に特化した形の宿泊施設の運営継続の是非などを、施設そのものの廃止を視野に入れ検討する。	A
43	指定管理者制度の推進	0	○	指定管理者制度の目的でもある「市民サービスの向上、施設の効率的・効果的な運営、経費の縮減」などの導入効果が上げられるよう、指定管理者の選定段階では、公平性・透明性を確保し、選定後はモニタリングや評価を取り入れる等運用方法を改善する。	B
8 地域協働の推進		0			
44	地域コミュニティの構築と支援のあり方検討	0	×	地域で活動する各種団体に対する市の助成制度を見直し、地域の主体性を尊重した支援策を講じることで、地域のコミュニティ活動の活性化を図るために、平成32年度までに市内15地域において、「新たな地域コミュニティ組織」を構築する。併せて、市の組織体制も整備する。	D
45	市民の参画と協働の推進	0	○	一般市民の意見を更に、取入れられるよう公募委員の比率の向上を図るとともに、パブリックコメント制度の周知を含め、市民参画と協働の更なる推進のため、市民参画の仕組みづくりを目指す。	D
46	自主防災組織の充実強化	0	○	既存の組織には、機材の購入補助等を積極的に活用させて充実強化を図り、定期的な訓練の計画実施を促すとともに、既存の枠組みを更に広範囲にし、地域相互の協働を図り、居住若年層の取り込みをより積極的に推進する。 また、自主防災組織未結成地区の解消を最優先課題とするとともに、私設消防隊を自主防災組織の消防班に移行し、これまでの活動を後退させない体制とした上で、防災危機管理課と警防課それぞれの補助金交付要綱の統合に向け調整を行う。	C
合 計		1,946,071			

※ 効果額は、平成19年度を基準年度とし算出している。

※ 効果額欄の()内は、水道事業の経営改善(No.1、2、23)の効果額。

※ 効果額欄の合計及び累計は、取組項目No.3と取組項目No.18、20、21、22、24との人件費の重複分を除いている

第4次行革中の進捗状況

○: 目標達成又は目標達成予定

×: 目標未達成

進捗率

取組項目の進捗状況により、次のとおり評価をしています。

A: 目標が達成された事業

B: 目標に向け、進捗状況が高い状況

C: 目標に向け、ほぼ中間程度の進捗状況

D: 目標に向け、着手した段階の状態

E: 未着手

重点項目	1 人事管理の見直し	No.	1
取組項目名	水道事業の経営改善 (給与体系及び支出の適正化) 【第3次行政改革諮問項目】	担当課	上下水道局
最終目標 達成水準	現給保障による給料格差の是正に努めるとともに、平成20年度から、「当直勤務手当」、「現場手当」、「非常出務手当」、「企業手当」及び「無線当番手当」の5種類の特殊勤務手当を廃止する。今後は真に必要とされる特殊勤務手当の創設を検討する。また、時間外勤務手当等その他の手当についても市長部局と同一とする。		
		進捗度	A
第4次行政 改革期間	取組目標	上記、最終目標達成水準と同じ。	
	実施状況	行政改革委員会の答申を受け取り組んだ項目である。 平成20年度に、給料、手当について市長部局と同一とし、また、5種類の特殊勤務手当についてはすべて廃止し、目標を達成した。	
今後の取組み	地方公営企業職員の勤務条件については、組合と締結する労働協約により決定するため、今後も市長部局の職員と勤務条件が同一となるように交渉する。		

重点項目	1 人事管理の見直し	No.	2
取組項目名	水道事業の経営改善 (組織機構の改善及び人事管理の適正化) 【第3次行政改革諮問項目】	担当課	上下水道局・職員課
最終目標 達成水準	業務委託と市長部局への人事異動を推進することで、適正な定員管理を行い、経営の効率化を図る。		
		進捗度	B
第4次行政 改革期間	取組目標	平成23年度に上下水道事業を統合する。	
	実施状況	上下水道事業については、平成23年4月1日から組織統合し、目標を達成した。	
今後の取組み	上下水道事業の組織の統合に向けて、水道事業関係の人件費等を削減しており、一定の効果あげている。今後は、組織統合によるスケールメリットを活かし、適正な定員管理を行う。		

重点項目	1 人事管理の見直し	No.	3	
取組項目名	職員数の適正化	担当課	職員課	
最終目標達成水準	組織のスリム化、各種事務や施設の民間委託及び臨時職員の雇用や退職職員の再雇用などにより、更なる定員管理の適正化を図る。		進捗度	A
第4次行政改革期間	取組目標	第三次定員適正化計画(平成17年度～平成21年度)に基づく定員適正化の取組を進めるとともに、同計画の終了を見据えて、平成22年度を初年度とする第四次定員適正化計画を平成22年度に策定し、職員数の適正な管理を行う。		
	実施状況	<p>第三次定員適正化計画^{※1}は、職員数829人(平成17年4月)を760人(平成22年4月)にすることを目標としていたが、平成21年4月には752人となり計画より1年早く目標を達成した。平成22年度において、職員数929人(平成22年4月)を885人(平成27年4月)にすることを目標とした第四次定員適正化計画^{※2}(平成22年度～平成26年度)を策定し、目標を達成した。</p> <p>※1 第三次定員適正化計画は、消防職員と水道職員を除く。 ※2 第四次定員適正化計画は、消防職員と水道職員を含む。</p>		
今後の取組み	今後も第四次定員適正化計画に基づき、円滑な行政運営が図られるよう組織の見直しや事務の合理化を進めながら、職員数の適正な管理に努める。			

重点項目	1 人事管理の見直し	No.	4	
取組項目名	人事考課制度の活用	担当課	職員課	
最終目標達成水準	人事考課制度の検証を年度ごとに実施し、より公平で公正な制度運営を目指すとともに、国の動向を見据えながら、職員の意識改革及び能力開発にも繋がるシステムに変更する。		進捗度	C
第4次行政改革期間	取組目標	平成24年度に新たな人事考課を実施する。		
	実施状況	<p>人事考課制度については、平成15年度の導入後、職員に浸透しており、一定の成果があがっていると考える。</p> <p>新たな人事考課制度については、平成23年度から導入しており、1年早く目標を達成した。</p>		
今後の取組み	本市の人事考課制度は、職員一人ひとりが市民や組織から期待される行動と成果を残せる職員に成長する役割を担っている。そのため、人事考課制度が職員の意識改革及び能力開発に繋がるよう、考課結果を本人や人事管理にフィードバックし、人材育成につなげていく制度への見直し(仕組みの再構築)に努める。			

重点項目	2 組織・マネジメントの改革	No.	5
取組項目名	出張所存廃の検討 【第3次行政改革諮問項目】	担当課	市民活動推進課
最終目標 達成水準	平成17年度に行政改革委員会より答申を受け、見直しを行い、平成18年度から嘱託職員4人体制となっているが、簡素化された組織体制にするために、平成21年度に出張所の存廃について再度検討し決定する。		
		進捗度	A
第4次行政 改革期 間	取組目標	平成21年度に出張所の存廃の方針を決定する。	
	実施状況	平成21年度において、前年度実施した業務状況調査や利用者アンケート調査等を基に、「公金の収納業務」、「住民票等の各種証明書の発行取次ぎ業務」、「地域団体との連絡調整業務等」の観点から再検討した結果、出張所を存続することとしたので、目標を達成した。	
今後の取組み	今後は、定期的に見直しを行い、その結果については、適宜公表する。		

重点項目	2 組織・マネジメントの改革	No.	6
取組項目名	行政手続きの総合窓口の開設	担当課	市民課・保険年金課 職員課・関係課
最終目標 達成水準	既存の施設で住民異動に伴う手続きに関係する窓口サービスのあり方を検討し、住民異動に伴う年金、保険、福祉及び子育て等に係る手続き等を可能な限り集約した総合窓口を設置する。		
		進捗度	D
第4次行政 改革期 間	取組目標	平成23年度を目標に総合窓口開設に向けた方針を決定する。	
	実施状況	平成20年度から庁内プロジェクトチームによる調査・研究し、平成21年度に“総合窓口サービス体制の実現に向けて”の庁内合意を得た。 平成22年度には「総合窓口サービス体制準備実行委員会」を組織し、その下部組織に、「総合窓口サービス体制整備部会」を設置し、推進体制を整えた。その中で検討した結果、平成23年度に「第4次行政情報システムの再構築(サーバー化)が完了後の平成28年度を目標とする「防府市総合窓口サービス体制」の実施を段階的に目指す」こととしたので、目標を達成した。	
今後の取組み	本市の現状、総合窓口を開設するには、行政情報システムのサーバー化(第4次)などの基盤整備をする必要がある。その基盤整備は平成28年度に完了する予定のため、総合窓口の開設は、早くても平成28年度となる。今後は、平成28年度の総合窓口の開設を目指して、工程管理をしっかりと行う。 なお、老朽化した庁舎の建替えや窓口関係の制度改正等課題は山積しているが、可能な限り、重複投資を避けた効率的・効果的な窓口改善を実施する。		

重点項目	2 組織・マネジメントの改革	No.	7
取組項目名	窓口業務の時間延長等のサービス拡充	担当課	職員課・関係課
最終目標達成水準	市役所の窓口については、現在、平日の8時15分から17時までが開庁時間となっている。市民の生活様式の変化を踏まえ、市民サービスの向上のために、夜間及び休日に住民票の写し等の交付を行う。		
		進捗度	A
第4次行政改革期間	取組目標	平成22年度を目標に窓口業務の時間延長等のサービスを実施する。	
	実施状況	平成21年4月より、市民が仕事を終えてからでも住民票の写しの交付などが受けられるように、窓口業務の一部を延長(毎週木曜日、午後7時まで)した。 また、窓口業務の繁忙期である年度末、年度始めの日曜日(正午まで)を開庁し、住所異動(転入・転出・転居)の手続きやそれらに関連する事務手続きができるようにしたので、目標を達成した。	
今後の取組み	年々、窓口業務の時間延長等のサービスの利用者数は伸びているが、より一層の市民への周知等を図る。		

重点項目	3 事務事業の再編・整理	No.	8
取組項目名	祝日のゴミ収集のあり方検討 【第3次行政改革諮問項目】	担当課	クリーンセンター
最終目標達成水準	平成18年4月より、夏場(6～9月)を除く期間の祝日についてごみ収集業務を廃止した。祝日のごみ収集業務の廃止を継続することにより経費を削減し、この財源をもって家庭から排出されるごみの減量化等を推進する。		
		進捗度	A
第4次行政改革期間	取組目標	平成21年度を目標に夏場の祝日に係るごみ収集業務等の存廃についての方針を決定する。	
	実施状況	夏場の暑い時期に、生ゴミや使用した紙オムツ等を1週間も家庭で保管することは、衛生上も好ましくないことから、引き続き、夏場の祝日のごみ収集を実施することとし、目標を達成した。	
今後の取組み	引き続き、夏場以外の祝日のごみ収集業務の廃止に伴い削減した財源をもって家庭から排出されるごみの減量化等を推進する。		

重点項目	3 事務事業の再編・整理	No.	9
取組項目名	交通災害共済のあり方検討 【第3次行政改革諮問項目】	担当課	生活安全課
最終目標 達成水準	民間保険の多様化の中、今後も、交通災害共済保険加入者数の減少傾向が続くことが予測され、行政が直接行う意義も薄れてきていることから、共済事業の運営が厳しくなった時点で、基金状況を勘案しながら、制度の存廃を検討する。については、交通災害共済の存廃についてのガイドラインを策定する。		
		進捗度	A
第4次行政改革期間	取組目標	平成23年度を目標に交通災害共済の存廃についてのガイドラインを策定する。	
	実施状況	引き続き、交通災害共済制度を存続する中で、平成23年度に交通災害共済の存廃についてのガイドラインを策定し、目標を達成した。	
今後の取組み	今後は、このガイドラインに示す数値指標を下回った場合、交通災害共済の存廃について検討することとする。		

重点項目	3 事務事業の再編・整理	No.	10
取組項目名	行政評価システムの再構築	担当課	企画政策課・職員課 財政課
最終目標 達成水準	行政評価の対象をすべての事務事業に拡大し、職員の目的意識、コスト意識等をさらに高めるとともに、事務事業や組織の再編・整理及び施策の見直し等に反映させていき、さらに評価結果を公表していく方向で制度を見直す。		
		進捗度	D
第4次行政改革期間	取組目標	行政評価の対象をすべての事務事業に拡大し、職員の目的意識、コスト意識等をさらに高めるとともに、事務事業や組織の再編・整理及び施策の見直し等に反映させていくために、新たな行政評価システムの運用を平成22年度に開始する。	
	実施状況	平成22年度に新たな事務事業個票(行政サービス基本台帳)を作成し、事務事業に関する各課ヒアリングを実施し、これを基に自己評価を付した新たな実施計画を作成した。また、財政課の予算編成資料として活用し、目標を達成した。 なお、平成23年度から事務事業評価及び施策評価の結果の公表を始めた。	
今後の取組み	総合計画の実効性を高めるため、施策-事務事業の各階層において行政評価を導入しているが、予算編成などと連動させたPDCAマネジメントシステムによる計画の進行管理手法等として行政評価制度の充実に努める。 併せて、評価結果を事務事業の見直しや組織の再編・整理等へ反映させる仕組みの再構築や事務局機能(体制)の見直しに努める。		

重点項目	3 事務事業の再編・整理	No.	11
取組項目名	GIS(地理情報システム)整備	担当課	電算統計課
最終目標 達成水準	都市計画区域内だけでなく、市内全域の基本地形図を整備した上で、Web型GISを導入し、庁内LANにより、全職員が地図情報を共有できる体制を導入する。 さらに、市民向けには公開型GISの導入に向けて取り組む。		
		進捗度	A
第4次行政改革期間	取組目標	平成22年度を目標に全職員が地図情報を共有できる体制及び公開型GISを導入する。	
	実施状況	全職員が地図情報を共有できる体制及び公開型GISの導入については、平成21年度に運用を開始し、目標を達成した。 なお、庁内電子地図情報閲覧システムについては、平成22年度以降も庁内での地図を利用した業務の拡充を行った。	
今後の取組み	市ホームページのシステム更新(平成23年度)に伴い、公開型GISについて見直しを行っているが、今後は、電子国土Webを利用したよりよい地図情報サービスの提供に向けて研究を進める。		

重点項目	3 事務事業の再編・整理	No.	12
取組項目名	電子申請システムの拡充	担当課	電算統計課
最終目標 達成水準	新しい電子申請システムの構築については、市民等のニーズを把握した上で、県内の他市町と連携して、施設予約申込手続きをはじめとし電子申請ができる手続の拡充を図る。		
		進捗度	B
第4次行政改革期間	取組目標	平成21年度を目標に新しい電子申請システムの運用を開始する。	
	実施状況	平成21年10月1日から、山口県・山口市・長門市・防府市での共同利用による電子申請・届出サービスをスタートし、電子申請システムの拡充を図り、目標を達成した。 なお、施設予約申込手続システムについては、費用対効果等を考慮し導入しないこととした(平成22年度)。	
今後の取組み	電子申請・届出サービスの年間利用実績は400件前後であり、そのほとんどが「職員採用試験」・「上下水道の使用開始・使用中止」に関する手続で特定の手続に偏っている。今後は、利用実績、費用対効果等を含め電子申請システムの拡充について見直す。		

重点項目	3 事務事業の再編・整理	No.	13
取組項目名	情報システムの再構築	担当課	電算統計課
最終目標達成水準	<p>ホストコンピュータのリース期限満了に伴い、サーバーシステムへの移行を軸に新システムを順次導入する。また、リース機器の満了したパソコン及び周辺機器等については再リースとし、経費節減を図る。</p>	進捗度	C
		上記、最終目標達成水準と同じ。	
第4次行政改革期間	取組目標		
	実施状況	<p>「防府市行政情報システム再構築方針(平成23年3月)」を策定し、年次計画によりホストコンピュータからサーバーシステムへの移行と同時に、新システムの構築を行っている。平成24年度には、住民記録系・内部事務系システムを導入し、目標を達成した。</p> <p>リース機器の満了したパソコン及び周辺機器等については再リースとし、経費節減を図ってきた。</p>	
今後の取組み	<p>今後は、平成25年には介護保険関係システム、平成27年には税・料・収納関係システム、平成28年には福祉関係等システムの稼働を目指す。</p>		

重点項目	3 事務事業の再編・整理	No.	14
取組項目名	確定申告相談会の合同開催に向けた検討	担当課	課税課
最終目標達成水準	<p>住民サービス及び三税(国税、県税、市税)協力の観点から、税務署・県税事務所との合同開催することで、申告相談会場を一本化し、市民の利便性の向上を目指す。併せて、煩雑な市県民税の当初賦課における作業事務の効率化を図る。</p>	進捗度	A
		平成24年度を目標に確定申告相談会の合同開催についての方針を決定する。	
第4次行政改革期間	取組目標		
	実施状況	<p>税制改正により所得税の申告者が減少しているが、市県民税の申告者は増加している状況にあるため、合同開催による申告相談会場を一本化することは、所得税の申告と市県民税の申告が多く混在することとなり申告事務が煩雑になるとともに、対応に時間がかかるため合同開催は実施しないこととした。</p> <p>なお、平成23年1月に導入した「課税支援・課税資料電子化システム」により、当初申告から事務の効率化・簡素化が図られ、現行窓口においても、申告時の待ち時間が短くなり利便性は向上した。</p>	
今後の取組み			

(目標達成により終了)

重点項目	3 事務事業の再編・整理	No.	15
取組項目名	財産管理部門の統合の検討	担当課	道路課・職員課 財政課
最終目標 達成水準	法定外公共物管理室と財産管理室の統合については、平成20年度中に「業務の一部外部委託」の方針決定したうえで、関係課と協議しながら、平成22年度までに方向性を決定する。		
		進捗度	A
第4次行政 改革期 間	取組目標	上記、最終目標達成水準と同じ。	
	実施状況	法定外公共物管理業務の外部委託について、関係団体等に対するアンケートや協議した結果、この度の行政改革とは切り離して、今後検討することとした。 また、法定外公共物管理室と財産管理室の統合については、以前、法定外公共物の評価を財政課財産管理室で行っていたが、現在は、課税課の固定資産税評価額で対応することとしたため、道路課法定外公共物管理室は、土木都市建設部内にあった方が、市民にとって非常に利便性が高く、維持管理等に関する技術的な協議もスムーズであるため、財産管理部門の統合については、見送ることとした。	
今後の取組み	今後は、組織マネジメントの中で、広義での財産管理部門(庁舎管理等を含む)の統合を検討する。		

重点項目	3 事務事業の再編・整理	No.	16
取組項目名	各種団体事務局のあり方検討	担当課	職員課
最終目標 達成水準	市職員が任意団体等の事務局となり支援している団体があり、どうしても行政に頼りがちになる。各種団体の自立を促すために、各種団体に事務局業務を移行するとともに、自主運営ができるまでの支援をする。		
		進捗度	C
第4次行政 改革期 間	取組目標	平成24年度を目標に各種団体事務局への行政関与の方向性を決定する。	
	実施状況	市職員が任意団体等の事務局となり支援している団体は、37団体(平成17年度時点)ありましたが、平成24年度には、団体そのものの廃止等で33団体に減少し、そのうち、4団体は事務局業務の部分移管をしており一定の成果はあった。 しかしながら、第4次行政改革期間取組目標である、市として各種団体事務局への行政関与の方向性について、平成24年度中の決定は困難な状況となった。	
今後の取組み	今後は、各種団体の設置目的等を勘案しながら、市職員が団体の事務局業務を継続して担っていくことが必要かつ適正であるのかという視点で、市として各種団体事務局への行政関与の方向性を出すように努める。		

重点項目	3 事務事業の再編・整理	No.	17
取組項目名	葬儀所業務存廃の検討 【第4次行政改革諮問項目】	担当課	クリーンセンター
最終目標 達成水準	葬儀所業務を速やかに廃止する。		
		進捗度	B
第4次行政改革期間	取組目標	社会情勢を踏まえ、官民の役割分担を見直した上で、葬儀所業務の効率的で効果的な事業実施の観点から、葬儀所業務の存廃について検討し、方針を決定する。	
	実施状況	葬儀所業務は、利用件数が減少していること、市内に民間事業者が複数存在すること及び霊柩車の更新に多額の費用等がかかることを理由に、その存廃について、平成23年度に行政改革委員会に諮問し、「速やかな廃止が妥当である。」との答申を受けた。 その答申に基づき検討した結果、“葬儀所業務の廃止”を決定し、平成24年3月議会において、葬儀所業務の管理条例の改正の議案を上程したが、継続審議となった。その後、平成24年6月議会において、議員による修正議案が可決され、一部の業務の廃止に留まった。	
今後の取組み	今後は、葬儀所業務の完全廃止に向けて、鋭意努力する。		

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化	No.	18
取組項目名	ごみ収集業務の民間活力の活用 【第3次行政改革諮問項目】	担当課	クリーンセンター
最終目標 達成水準	平成26年4月竣工予定の新施設が稼働するまで、各年度中の退職者の状況を見ながら可燃ごみの収集業務を、民間へ委託する。 当面の目標として、職員比率50%程度(可燃ごみ収集車8車体制)を実現する。		
		進捗度	C
第4次行政改革期間	取組目標	民間委託に向けた計画(計画期間:平成21年度から平成25年度)を策定する。	
	実施状況	ごみ収集関係職員の退職状況等勘案しながら、民間委託に向けた計画を策定し、目標を達成した。	
今後の取組み	今後は、クリーンセンター職員の退職状況や平成26年度に供用開始する焼却・破碎処理施設に係る業務や新たな資源ごみの分別収集業務(その他プラスチック製容器包装、その他紙製容器包装、飲料用紙パック)を勘案した可燃・資源ごみ収集体制の見直しを踏まえ、可燃ごみ収集業務(資源ごみの一部を含む)の民間委託を推進する。 なお、当面の目標としている職員比率50%程度(可燃ごみ収集車8車体制)を実現するための、民間委託の年次計画を作成する。		

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化	No.	19
取組項目名	焼却・破砕処理業務の民間活力の活用 【第3次行政改革諮問項目】	担当課	クリーンセンター
最終目標達成水準	焼却・破砕処理業務については、PFI方式(DBO)により、平成26年度の施設供用開始を目指す。なお、平成26年度から平成45年度までの20年間、民間事業者による施設運営事業となる。		
		進捗度	B
第4次行政改革期間	取組目標	上記、最終目標達成水準と同じ。	
	実施状況	焼却・破砕処理業務については、PFI方式(DBO)により民間委託することで現在建設工事を行っており、平成26年度に供用開始予定である。	
今後の取組み	平成25年7月にはプラント工事が終了予定であるため、8月から試運転をし、平成26年4月1日、新施設の供用開始を目指している。		

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化	No.	20
取組項目名	学校給食業務の民間活力の活用 【第3次行政改革諮問項目】	担当課	学校教育課
最終目標達成水準	今後の小学校給食実施の基本方針を検討し、学校栄養職員数、給食調理員数の状況を勘案しながら、小学校給食調理等一部業務委託を進める。		
		進捗度	C
第4次行政改革期間	取組目標	給食調理員数を勘案しながら、給食調理等一部業務委託を実施する。	
	実施状況	給食調理員の退職者不補充の中で、小学校(17校)の給食調理業務等については、学校栄養職員が配置されている学校(8校)から自校方式での給食調理等一部業務委託をした(平成23年度で完了)。また、平成24年度に新たに1校給食調理等一部業務委託を実施し、目標を達成した。なお、今後も業務委託を順次拡大する予定である。	
今後の取組み	平成22年度には、今後の小学校給食の実施方法について「防府市立小・中学校教育検討委員会」から提言を受けており、平成24年度以降順次業務委託を実施しながら、小学校給食の自校調理方式を10年程度維持することとした。この間に、既設給食施設の老朽化及び給食調理員や学校栄養士の配置状況等を勘案しながら、委員会の提言を基本に計画を策定する。		

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化	No.	21
取組項目名	学校用務業務の民間の活用 【第3次行政改革諮問項目】	担当課	教育総務課
最終目標 達成水準	平成20年4月現在、学校用務業務について、小学校11校、中学校7校のシルバー人材センターへの委託を行っている。今後、平成30年度までに、学校用務員が配置されている小中学校26校すべてについて、民間委託する。		
		進捗度	B
第4次行政改革期間	取組目標	平成24年度までに、小中学校22校の学校用務業務を民間委託する。	
	実施状況	学校用務業務については、シルバー人材センターへの委託を進めており、平成24年度において、学校用務員が配置されている小中学校26校中23校を委託し、目標を達成した。	
今後の取組み	今後も、学校用務業務については、計画どおり、順次民間委託する。		

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化	No.	22
取組項目名	市立保育所の民間活力の活用 【第3次行政改革諮問項目】	担当課	子育て支援課
最終目標 達成水準	市立保育所の民間移管にあたっては、民間移管に対する保護者の不安解消と児童への影響を最小限にすることを念頭に、今後、市立保育所(5園)の全ての民間移管を目指す。		
		進捗度	C
第4次行政改革期間	取組目標	市立保育所3園(富海、宮市、江泊保育所)の移管の方針を決定する。	
	実施状況	市の方針(市立保育所のすべてを段階的に民間移管(民設民営)すること)に従って、平成21年に、2園(三田尻、西須賀保育所)を民間移管した。 また、平成23年度には、方針決定をしたときからの保育を取り巻く環境の変化、市立保育所の役割や課題、民間移管の問題点等を勘案して、残り3園(宮市、富海、江泊保育所)の民間移管について再検討を行った。その結果、民間移管の方針は変わらず、平成24年度から3年間で民間移管に向けた基本スケジュールを決定することとした。	
今後の取組み	3園(富海、宮市、江泊保育所)の民間移管を実施する。ただし、幼保一体化等の国の保育制度の動向等を注視する必要がある。		

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化	No.	23
取組項目名	水道事業の経営改善 (業務委託の推進) 【第3次行政改革諮問項目】	担当課	上下水道局
最終目標 達成水準	当直業務の民間委託を推進するとともに、当直業務以外の料金関連業務や配水関連業務など委託可能な業務についても積極的に業務委託を推進する。なお、業務委託に当たっては、市民サービスが低下しないように配慮する。		
		進捗度	C
第4次行政改革期間	取組目標	委託可能な業務(料金関連及び配水関連)の民間委託化の方針を決定する。	
	実施状況	平成20年度に宿日直業務を民間委託した。料金関連業務の一部(検針関連業務)については、平成25年度から民間委託する方針を決定した。また、配水関連業務については、安全、安心な給水を確保し、市民に安心して利用していただくため、直営とすることに決定した。	
今後の取組み	料金関連業務(検針関連業務を除く。)などで、委託可能な業務については、積極的に業務委託を推進する。		

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化	No.	24
取組項目名	図書館運営業務の民間活力の活用	担当課	図書館
最終目標 達成水準	窓口業務の民間委託(3年間)の業務評価などを参考に、民間委託の継続、拡充又は指定管理者制度の導入など、今後の図書館運営の方向性を決定する。		
		進捗度	C
第4次行政改革期間	取組目標	窓口業務の民間委託を検証し、平成27年4月以降の図書館運営について検討する。	
	実施状況	図書館運営業務の民間活力の活用に向けて検討を行ってきたが、引き続き、平成23年7月から3年9ヶ月の窓口業務の民間委託を行い、更に検討することとした。そのため、今後の図書館運営の方向性については、平成25年度に決定することとなった。 したがって、第4次行政改革期間中に方向性の決定はできないため、目標は未達成となる。	
今後の取組み	本市の図書館サービスに求められる専門性・蓄積性・継続性が保持できるような体制の確立を勘案して、民間委託等を実施する。		

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化	No.	25
取組項目名	市営住宅修理業務の民間活力の活用	担当課	建築課
最終目標 達成水準	市営住宅維持管理業務(修繕業務を含む)の民間委託等をする。		
		進捗度	C
第4次行政改革期間	取組目標	平成23年度を目標に指定管理者制度導入についての方針を決定する。	
	実施状況	当初は、市営住宅維持管理業務のうち、一般修繕(建築、電気)関係の民間委託を検討していたが、費用対効果や業務の効率化を勘案すると、建物保全全般に係る業務及び家賃徴収業務の委託も可能な指定管理者制度の導入を検討することに至った。 なお、指定管理者制度の導入にあたっては、市営住宅管理システム等の導入は不可欠であり、その導入の遅れ等もあり、第4次行政改革期間中の指定管理者制度導入についての方針決定はできないため、目標は未達成となる。	
今後の取組み	指定管理者制度導入を検討する中で、費用対効果や業務の効率化を勘案し市営住宅管理システムの導入を予定していたが、全庁各システムのサーバー化に伴い、市営住宅管理システム導入が平成27年度に延期された。 したがって、指定管理者制度導入の方針は、市営住宅管理システムのセキュリティやデータの送受方法など、その内容を精査のうえ、最終的には平成26年度までに方針決定する。		

重点項目	4 事務事業の外部委託・民営化	No.	26
取組項目名	公園管理業務・緑化事業のあり方検討	担当課	都市計画課
最終目標 達成水準	向島運動公園、桑山公園及び天神山公園管理業務を民間委託する。		
		進捗度	A
第4次行政改革期間	取組目標	上記、最終目標達成水準と同じ。	
	実施状況	公園管理業務は、そのほとんどが防府市公営施設管理公社(以下「管理公社」という。)により行われてきたが、平成24年度末の管理公社の廃止により、公園管理業務は民間委託することとし、目標を達成した。 なお、花苗の配布業務及び公園等の緊急対応業務は、直営で存続となった。	
今後の取組み			
		(目標達成により終了)	

重点項目	5 外郭団体の見直し	No.	27-1
取組項目名	公益法人制度改革への取組み (財団法人防府スポーツセンター)	担当課	スポーツ振興課
最終目標 達成水準	5年以内に新たな法人体制等へ移行する。		
		進捗度	A
第4次行政 改革期間	取組目標	平成24年度を目標に新たな法人体制等への方針を決定する。	
	実施状況	新公益法人への移行に向け検討を進めてきたが、財団法人防府スポーツセンターが多くの遊休財産を保有していることにより新公益法人等への移行が困難なこと、仮に、遊休財産を処分したとしても今後の事業展開が見込めないことなどにより、当法人は平成24年度末をもって廃止するという方針を決定し、目標を達成した。	
今後の取組み	(目標達成により終了)		

重点項目	5 外郭団体の見直し	No.	27-2
取組項目名	公益法人制度改革への取組み (財団法人防府市住宅協会)	担当課	建築課
最終目標 達成水準	5年以内に新たな法人体制等へ移行する。		
		進捗度	A
第4次行政 改革期間	取組目標	平成23年度を目標に新たな法人体制等への方針を決定する。	
	実施状況	公益法人制度改革に伴う財団法人防府市住宅協会のあり方について検討した結果、新たな公益法人への移行は困難という結論となり、平成24年度末で解散するという方針とし、目標を達成した。	
今後の取組み	今後は、住宅(アパート)4棟(96戸)のうち、1棟(24戸)は解体、残り3棟(72戸)については、市に寄附し、市では、新たに管理条例を制定し維持管理をする。		

重点項目	5 外郭団体の見直し	No.	27-3
取組項目名	公益法人制度改革への取組み (財団法人防府市公設施設管理公社)	担当課	職員課
最終目標 達成水準	5年以内に新たな法人体制等へ移行する。		
		進捗度	A
第4次行政 改革期 間	取組目標	平成22年度を目標に新たな法人体制等への方針を決定する。	
	実施状況	公益法人制度改革による新公益法人への移行等を検討した結果、平成22年度に本公社については、平成24年度末をもって廃止するという方針を決定し、目標を達成した。	
今後の取組み	(目標達成により終了)		

重点項目	5 外郭団体の見直し	No.	27-4
取組項目名	公益法人制度改革への取組み (財団法人防府市水道サービス公社) <small>【第3次行政改革諮問項目】</small>	担当課	上下水道局
最終目標 達成水準	5年以内に新たな法人体制等へ移行する。		
		進捗度	A
第4次行政 改革期 間	取組目標	平成24年度を目標に一般財団法人への移行認可申請をする。	
	実施状況	当法人については、一般財団法人に移行するという方針が決定している。 そのため、当法人の自立運営のため、経営コンサルタントによる経営管理者の育成や水道事業からの委託工事の削減及び退職者不補充による人員の削減等経営改善を行ってきた。 最終的に、一般財団法人への移行認可申請を平成24年度中にする予定にしており、目標を達成する。	
今後の取組み	(目標達成により終了)		

重点項目	5 外郭団体の見直し	No.	27-5
取組項目名	公益法人制度改革への取組み (財団法人防府市文化振興財団)	担当課	生涯学習課
最終目標 達成水準	5年以内に新たな法人体制等へ移行する。		
		進捗度	A
第4次 行政 改革 期間	取組目標	平成22年度を目標に新たな法人体制等へ移行する。	
	実施状況	平成21年度に新公益法人への移行に向けて準備を進めていくことと決定し、公益財団法人移行のため定款の変更や内部規程の見直し等を行い、公益認定申請書を山口県に提出した。 平成22年度に山口県より移行認定を受け、平成23年4月1日付けで、財団法人防府市文化振興財団の解散登記及び公益財団法人防府市文化振興財団の設立登記をし、公益財団法人防府市文化振興財団としてスタートし、目標を達成した。	
今後の取組み	(目標達成により終了)		

重点項目	5 外郭団体の見直し	No.	27-6
取組項目名	公益法人制度改革への取組み (社団法人防府市農業公社)	担当課	農業農村課
最終目標 達成水準	5年以内に新たな法人体制等へ移行する。		
		進捗度	B
第4次 行政 改革 期間	取組目標	平成24年度を目標に新たな法人体制等への方針を決定する。	
	実施状況	平成22年度に新公益法人への移行は行わず、解散又は一般社団への移行についての検討を行うこととした。その中でも、当法人の会員(防府市、防府とくち農業協同組合、防府酪農農業協同組合)間で防府とくち農業協同組合へ業務の移行ができないか協議を行ったが調整が出来なかった。 再度、平成24年度に新公益法人又は一般法人への移行等について検討する中で、公益法人化について主務官庁である山口県と協議した結果、公益法人の要件をみたしていることが認められたので、公益法人への移行申請手続を行うこと決定し、目標を達成した。	
今後の取組み	方針決定に基づき、平成26年4月1日に公益法人へ移行するための手続を行う。		

重点項目	5 外郭団体の見直し	No.	28
取組項目名	外郭団体のあり方検討	担当課	関係課
最終目標 達成水準	<p>【環境衛生推進協議会】 本来、市が行う業務を肩代わりしているため、関係課(クリーンセンター)と協議し、見直す。</p> <p>【安全会議】 平成20年度中には、市の交通安全対策の職員補充等の方向性を決定する。</p> <p>【防府市観光協会】 組織強化と業務運営の拡充・見直しを図りながら、平成21年度中の法人化を目指して、協会との協議を進める。</p>		進捗度 A
第4次行政 改革期間	取組目標	上記、最終目標達成水準と同じ。	
	実施状況	<p>【環境衛生推進協議会】については、平成20年度にクリーンセンターと協議を行い、廃棄物資源化事業を市(クリーンセンター)で行うことし業務の見直しを行った。</p> <p>【安全会議】については、平成21年度に専任の事務局長を置くことで組織の健全な運営に努め、またプロパー職員を臨時職員から常勤職員に変更し交通安全教育を強化することとした。</p> <p>【観光協会】については、平成21年度に一般社団法人への移行し、目標を達成した。</p>	
今後の取組み	(目標達成により終了)		

重点項目	5 外郭団体の見直し	No.	29
取組項目名	社会福祉事業団体のあり方検討	担当課	障害福祉課 社会福祉課
最終目標 達成水準	【社会福祉協議会】及び【社会福祉事業団】について業務の見直しと職員の適正配置をする。		進捗度 B
第4次行政 改革期間	取組目標	上記、最終目標達成水準と同じ。	
	実施状況	<p>【社会福祉協議会】については、業務の見直しと職員の適正配置を計画的に行った。</p> <p>【社会福祉事業団】については、経営の合理化と経費の削減等を計画的に行った。</p>	
今後の取組み	【社会福祉協議会】については、今後とも、多種多様な福祉ニーズに応えられるよう、市と協議会の適切な役割分担のもと、委託事業等について見直しを行う。		

重点項目	6 健全な財政運営の確保	No.	30
取組項目名	索道事業のあり方検討	担当課	観光振興課
最終目標達成水準	平成22年度を目標に索道事業の存廃の結論を出す。併せて、経費削減のため、民間への運営の委託・期間限定運転の実施の可否を検討する。また、利用者の増加を図るため、山頂公園の展望台など集客が期待できる施設整備をする。		
		進捗度	A
第4次行政改革期間	取組目標	上記、最終目標達成水準と同じ。	
	実施状況	展望台の整備については、平成21年度に休憩室の雨漏り対策等の補修工事を行った。また、大平山索道事業検討協議会の意見書(平成19年3月)で示されている、索道事業の3年間の検証として、「大平山索道事業検証報告書(平成22年10月)」を作成した。その結果、集客対策に取組むとともに経費の削減を図りながら継続して事業を進めることとし、目標を達成した。	
今後の取組み	今後も、索道事業の存廃については、3年置きに検証する。 なお、山頂公園の整備や展望台の建替えを含め、老朽化している施設全般の再整備計画の策定を検討する。		

重点項目	6 健全な財政運営の確保	No.	31
取組項目名	公会計制度の整備	担当課	財政課
最終目標達成水準	経済的事実が発生した段階で帳簿に記入する発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで公会計の整備の推進に取り組む。 また、4表等の見方について、担当課のみならず全職員がその理解に努めるとともに、公表内容についても、市の財政状況がよりわかりやすく理解できる内容となるように努める。		
		進捗度	A
第4次行政改革期間	取組目標	普通会計及び連結財務書類4表をわかりやすい形で市民に公表する。	
	実施状況	「総務省方式改訂モデル」により、普通会計財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)・連結財務書類4表を作成し、市ホームページで公表した。	
今後の取組み	今後も、普通会計財務書類4表・連結財務書類4表の見方について、全職員がその理解に努めるとともに、よりわかりやすい内容となるよう努める。		

重点項目	6 健全な財政運営の確保	No.	32
取組項目名	公共下水道事業の地方公営企業法適用	担当課	上下水道局
最終目標達成水準	発生主義による企業会計に移行し、独立採算制の原則に基づき、職員の経営意識、コスト意識を向上させるとともに、公共下水道事業の健全な財政運営を確保するために、地方公営企業法の適用を受ける。		
		進捗度	A
第4次行政改革期間	取組目標	平成23年度を目標に公共下水道事業を地方公営企業法の適用事業にする。	
	実施状況	平成23年4月1日から、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するとともに、水道局と下水道関係部門の組織統合を行い、防府市上下水道局を発足し、目標を達成した。	
今後の取組み	地方公営企業法の適用により下水道事業は、発生主義による企業会計に移行している。今後は、企業会計を利用して下水道事業の経営分析を行い、事業の経営改善に努める。		

重点項目	6 健全な財政運営の確保	No.	33
取組項目名	予算査定の見直し	担当課	財政課
最終目標達成水準	枠配分対象とする経費、事業の範囲や査定手法等について、毎年、検討を加え、枠配分方式を段階的に拡大し、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努める。		
		進捗度	A
第4次行政改革期間	取組目標	上記、最終目標達成水準と同じ。	
	実施状況	平成23年度を始期とする新総合計画・基本計画に掲載した施策展開に対応する事業ごと予算要求、予算査定を行う事業別予算へ移行し、各年度限られた財源を重点的かつ効率的に配分するように努めている。	
今後の取組み	今後も、引き続き、予算査定の見直し(予算編成時期、行政評価の活用等)をする中で、限られた財源を重点的かつ効率的に予算配分できるように努める。		

重点項目	6 健全な財政運営の確保	No.	34
取組項目名	補助金等の適正化	担当課	財政課・職員課
最終目標 達成水準	補助金の効果や目的の達成状況を検証するとともに、長期化、固定化している補助金については、補助団体の自主財源の確保方策や終期の設定等について検討する。		
		進捗度	C
第4次行政改革期間	取組目標	補助費を段階的に縮減する。	
	実施状況	毎年度、予算編成方針の中で、市民ニーズや時代の要請等に適切に対応している補助金かどうかの検証を指示するとともに、年次計画がある補助金等については、その方針に従って予算査定を行っている。	
今後の取組み	今後は、補助金等ごとに目的や効果等を検証し、補助金等の存廃等について、市としての方向性を出すように努める。		

重点項目	6 健全な財政運営の確保	No.	35
取組項目名	受益者負担の適正化	担当課	財政課・関係課
最終目標 達成水準	第3次行政改革期間において、見直しを行っていない使用料・手数料等の改定を行う。また、3年に1回の見直しを原則とし、コスト計算や受益者負担率の設定を行い、受益者負担の適正化を図る。		
		進捗度	D
第4次行政改革期間	取組目標	受益者負担の適正化に努める。	
	実施状況	「使用料・手数料の基本的な考え方(平成18年7月)」をもとに、毎年度、予算編成方針の中で適正な受益者負担を求めることを指示している。	
今後の取組み	今後は、公の施設の管理運営状況等に基づき、施設ごとの使用料等のあり方や見直しが必要な基準等の検討を行う。		

重点項目	6 健全な財政運営の確保	No.	36
取組項目名	起債・公債費抑制策の継続	担当課	財政課
最終目標 達成水準	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、会計の連結による実質公債費比率を算定することによって、普通会計のみならず、公共下水道事業等の全事業会計を対象とした起債残高の適正な管理を行う。		
		進捗度	A
第4次行政 改革期 間	取組目標	起債の許可団体への移行基準である実質公債比率18%を上回らないよう適正な起債管理を行う。	
	実施状況	毎年度、実質公債費比率については、18%を下回っており、目標を達成した。	
今後の取組み	今後は、廃棄物処理施設建設事業や小・中学校耐震化事業等により起債残高は増加することが確実なため、引き続き、適正な管理を行う。		

重点項目	6 健全な財政運営の確保	No.	37
取組項目名	遊休資産の処分の推進	担当課	財政課
最終目標 達成水準	公共用地の利用目的の精査し、利用計画を失った用地(遊休資産)については、売却等を推進する。		
		進捗度	B
第4次行政 改革期 間	取組目標	利用計画のなくなった遊休地の縮減を図る。	
	実施状況	毎年度、遊休資産については、入札等による売却を進めている。	
今後の取組み	今後も、引き続き、利用計画のなくなった遊休地については、売却を進める。		

重点項目	6 健全な財政運営の確保	No.	38
取組項目名	広告事業による財源確保	担当課	財政課・関係課
最終目標達成水準	市の保有する公共施設、車両、ホームページ、各種印刷物等について、広告媒体としての活用を検討し、可能な限り広告事業を推進することで財源の確保に努める。		
		進捗度	B
第4次行政改革期間	取組目標	上記、最終目標達成水準と同じ。	
	実施状況	下記媒体に広告事業を導入し、財源の確保に努めた。 ①市広報 ②市民便利帳 ③市ホームページ ④電子番号案内表示機 ⑤リサイクルカレンダー ⑥移動図書館車	
今後の取組み	近年、景気の低迷により企業広告需要は低下しているため、本市の広告事業を進める上でも極めて厳しい状況が続いている。今後は、新しい視点により、広告媒体の開発及び活用を検討し、財源確保に努める。		

重点項目	6 健全な財政運営の確保	No.	39
取組項目名	競輪事業の経営改善	担当課	競輪局
最終目標達成水準	本場入場者数及び売り上げの減少に伴い、本場開催経費のさらなる削減を行う。また、並行して競輪開催業務すべての委託を視野に入れた民間委託の実施も検討する。		
		進捗度	B
第4次行政改革期間	取組目標	平成23年度を目標に包括的外部委託についての方針を決定する。	
	実施状況	毎年度、業務及び経費を見直し、経営改善に努めた。 競輪事業の包括的民間委託について、受託可能性のある業者と協議を行った結果、受託の可能性は低いと判断し、包括的民間委託は実施しないこととし、目標を達成した。	
今後の取組み	今後も、本場開催経費の更なる削減を行うなど経営改善に努める必要がある。併せて、老朽化している施設全般の再整備等を含め、中長期的視点に立って事業運営の方向性を検討する。		

重点項目	6 健全な財政運営の確保	No.	40
取組項目名	公用車のリース化	担当課	総務課
最終目標 達成水準	<p>公用車161台(平成20年度現在)中、購入後10年以上経過したもの51台のリース化を実施する。その後、適正な公用車台数も考え合わせながら、購入後10年以上経過したものについて順次リース化を実施する。</p> <p>同時に、その公用車の維持管理経費、予約方法や運送便の見直しなども含め検討し、適正な人員配置を目指す。</p>		進捗度 A
第4次行政 改革期 間	取組目標	平成24年度までに96台の公用車をリース化する。	
	実施状況	平成24年度中には98台の公用車をリース化する予定であり、目標を達成する。	
今後の取組み	今後も、引き続き、公用車の維持管理経費、運送便の見直しなどを検討する。		

重点項目	6 健全な財政運営の確保	No.	41
取組項目名	庁舎内電話へのIP電話の導入	担当課	総務課
最終目標 達成水準	<p>IP電話については、回線の安定性の不安等も指摘されているが、電話回線ではないため通話料が発生しないメリットがあるということで、今年度中に電話回線との比較検討・導入方法等を検討する。</p>		進捗度 A
第4次行政 改革期 間	取組目標	市役所全体の年間電話料を10%削減する。	
	実施状況	既存の電話回線のうち、一部をIP電話へ切り替えた。その結果、平成23年度の年間電話料金は過去3年間(平成18~20年度)の平均電話料金の83%となり、目標を達成した。	
今後の取組み	(目標達成により終了)		

重点項目	7 公の施設の見直し	No.	42
取組項目名	サイクリングターミナルのあり方検討	担当課	観光振興課
最終目標 達成水準	サイクリングターミナルとしての自転車振興機能の継続方法の検討、合宿等に特化した形での宿泊施設の運営継続の是非などを、施設そのものの廃止を視野に入れ検討する。		
		進捗度	A
第4次行政改革期間	取組目標	平成24年度を目標にサイクリングターミナルの存廃の方針を決定する。	
	実施状況	サイクリングターミナルの存廃については、平成23年度末まで観光振興庁内検討協議会において廃止も視野に入れて協議を行ってきたが、民間活力を利用した管理運営として指定管理者制度の導入について検討した。当施設の経営に関心のある業者から意見聴取をした結果、指定管理者制度の導入が実現できる提案水準であったため、指定管理者を公募することで運営継続することを決定し、目標を達成した。	
今後の取組み			
	(目標達成により終了)		

重点項目	7 公の施設の見直し	No.	43
取組項目名	指定管理者制度の推進	担当課	職員課
最終目標 達成水準	指定管理者制度の目的でもある「市民サービスの向上、施設の効率的・効果的な運営、経費の縮減」などの導入効果が上げられるよう、指定管理者の選定段階では、公平性・透明性を確保し、選定後はモニタリングや評価を取り入れる等運用方法を改善する。		
		進捗度	B
第4次行政改革期間	取組目標	指定管理者及び担当部局への研修会等を実施する。	
	実施状況	平成23年度は、モニタリングの公表の義務化等の改正を含んだ、「防府市指定管理者制度ガイドライン」を改訂した。併せて、全庁統一的に指定管理者制度の導入と運用を図る必要があることから、指定管理者制度導入施設所管課に対する説明会を開催し、目標を達成した。	
今後の取組み	今後も、引き続き、全庁統一的に指定管理者制度の導入と運用を図るために、指定管理者制度導入施設所管課等との協議の場を作る。併せて、指定管理者制度導入可能な施設については、積極的に導入を推進する。		

重点項目	8 地域協働の推進	No.	44
取組項目名	地域コミュニティの構築と支援のあり方検討 【第3次行政改革諮問項目】	担当課	市民活動推進課
最終目標 達成水準	地域で活動する各種団体に対する市の助成制度を見直し、地域の主体性を尊重した支援策を講じることで、地域のコミュニティ活動の活性化を図るために、平成32年度までに市内15地域において、「新たな地域コミュニティ組織」を構築する。併せて、市の組織体制も整備する。		
		進捗度	D
第4次行政改革期間	取組目標	平成24年度を目標に新たな地域コミュニティ組織を可能な地域から構築する。	
	実施状況	<p>庁内に部次長級職員を委員とする「防府市地域コミュニティ構築推進会議」を設置し、地域コミュニティの構築と支援のあり方について、庁内での共通認識を持つように努めた。また、市内の各種団体代表者、学識経験者及び市職員で構成された「防府市地域コミュニティ検討協議会」を設置し、地域コミュニティの構築と支援のあり方についての検討を行い、基本方針について協議を行い、平成23年2月に「新たな地域コミュニティづくりに向けての基本方針」を策定した。</p> <p>この基本方針について、市内15地域の各団体の代表者に向けて説明会を実施し、「防府市地域コミュニティ検討協議会」において、基本方針策定後の地域コミュニティ構築の進め方について、地域説明会での意見を踏まえ、今後の具体的な取組みについて協議した。</p> <p>併せて、行政内部においても、現状把握と今後のあり方について検討し、共通認識を図ることに努めた。</p> <p>庁内合意や地域への説明等、担当部局において目標達成に向け努力をしてきたが、目標の達成は困難な状況となった。</p>	
	今後の取組み	<p>地域が抱える課題(防犯や子育て支援など)は、複雑、多様化しており、従来の地域団体や行政が個別に対応するには限界があるため、民生委員・児童委員、母親クラブ、老人クラブなどを包括し、地域がまとまって活動ができるよう「新たな地域コミュニティ組織」が必要だと考えている。また、行政としては、それに合わせた組織構築と各地域への補助金制度の見直しにより、地域の実情に沿って財源を工夫して活用できる制度への移行を考えている。</p> <p>したがって、引き続き、自治会や地区社会福祉協議会などの各種地域団体に対して、「新たな地域コミュニティ組織」を構築する必要性を説明する必要がある。</p> <p>今後は、「新たな地域コミュニティ組織」のモデル地域を選定し、実際に活動していく中で、「新たな地域コミュニティ組織」の導入支援、行政の側面支援体制、活動拠点(公民館等)等々、関係機関を交えて協議していく。</p>	

重点項目	8 地域協働の推進	No.	45
取組項目名	市民の参画と協働の推進	担当課	市民活動推進課
最終目標達成水準	一般市民の意見を更に、取入れられるよう公募委員の比率の向上を図るとともに、パブリックコメント制度の周知を含め、市民参画と協働の更なる推進のため、市民参画の仕組みづくりを目指す。		
		進捗度	D
第4次行政改革期間	取組目標	上記、最終目標達成水準と同じ。	
	実施状況	市民フォーラムを開催する等市民への啓発に努めた。 また、市民参画と協働の基盤を構築するために「自治基本条例」や「市民参画及び協働の推進に関する条例」を制定し、目標を達成した。	
今後の取組み	市民等の参画及び協働に係る庁内体制の整備や参画及び協働についての市民等への意識啓発等課題はあるが、今後は、制定した上記条例のもとに、市民等への周知や意識啓発、また、具体的な参画及び協働の仕組みづくりに努める。		

重点項目	8 地域協働の推進	No.	46
取組項目名	民間自主防災組織の充実強化	担当課	消防本部警防課 防災危機管理課
最終目標達成水準	既存の組織には、機材の購入補助等を積極的に活用させて充実強化を図り、定期的な訓練の計画実施を促すとともに、既存の枠組みを更に広範囲にし、地域相互の協働を図り、居住若年層の取り込みをより積極的に推進する。 また、自主防災組織未結成地区の解消を最優先課題とするとともに、私設消防隊を自主防災組織の消防班に移行し、これまでの活動を後退させない体制とした上で、防災危機管理課と警防課それぞれの補助金交付要綱の統合に向け調整を行う。		
		進捗度	C
第4次行政改革期間	取組目標	平成24年度を目標に全世帯数のうち、自主防災組織がある区域内の世帯の割合を70%以上にすることを旨とする。	
	実施状況	平成24年7月11日現在の組織率は69.4%となっており、目標を達成する予定である。 なお、自主防災組織と私設消防隊の育成・補助について、制度自体も含めた統合についての検討の結果、それぞれの制度による組織構成自体が異なっていることと、補助対象とする設備や金額及び補助率も異なることから統合自体が難しいとの結論に至った。	
今後の取組み	引き続き、自主防災組織未結成地区の解消を最優先課題とするとともに、全世帯数のうち、自主防災組織がある区域内の世帯の割合を100%に近づけるように努める。		